

国保税の納付を忘れずに

本年度の国民健康保険税(以下「国保税」といいます)の税率などは、左表のとおりです。

納税通知書は6月30日現在で作成し、7月中旬に世帯主(納税義務者)宛てに送付します。

納付回数は原則7月から翌年2月までの8回ですが、年度途中から国保に加入した人は、届け出をした日の翌月から納付が始まり、納付回数も異なります。

国保税の納付方法には、普通徴収と特別徴収があります。

収と特別徴収があります。

普通徴収(納付書や口座振替での納付)

納付は、市内各金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、本庁収納課、各総合支所税務会計係で行えます(ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでの納付は納期限内のものに限る)。

口座振替の申し込みは、市内各金融機関で受け付けています。口座振替を利用すると、毎回納める手間が省けて便利です。

特別徴収(年金からの差し引き)

世帯主が国保加入者で一定の要件に該当する世帯は、国保税が年金から差し引きになる特別徴収となります。なお、特別徴収の人でも、申し出により口座振替に変更することができます。ただし、国保税の納付状況により変更できない場合があります。

■平成29年度 国保税の税率・課税限度額

区分	税率など	課税限度額
医療給付費分	所得割	7.0%
	資産割	20.0%
	均等割	18,000円
	平等割	19,000円
後期高齢者支援金等分	所得割	1.5%
	資産割	3.5%
	均等割	5,900円
	平等割	5,700円
介護納付金分(40歳~64歳)	所得割	2.0%
	資産割	7.0%
	均等割	7,000円
	平等割	6,000円

- ▶所得割…国保加入者の所得に応じる分
- ▶資産割…国保加入者の固定資産税(土地・家屋)に応じる分
- ▶均等割…1人当たりの金額
- ▶平等割…1世帯当たりの金額

国保税の軽減・減免制度

●軽減制度(非自発的失業者への軽減)
倒産や解雇などにより離職した人(離職日時点で65歳未満)で、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人は、申告により国保税が軽減されます。

●減免制度
災害による住宅などの損害や、失業(定年退職、自己都合の退職は除く)などによる大幅な所得減少(前年比50%以下)のため納付が困難な人は、申請により減免が認められる場合があります。申請期限は、納期限の7日前までです。

【問い合わせ】
■課税内容・軽減などについて
本庁市民税課(☎24-2111内線236)
各総合支所税務会計係(大迫☎48-2111内線133、石鳥谷☎45-2111内線215、東和☎42-2111内線253)
■納付・口座振替について
本庁収納課(☎24-2111内線283)
各総合支所税務会計係(同上)

身近にある納税方法

市税は、皆さんが安心して暮らしていただけるように、福祉や教育、道路整備などの公共サービスをを行うための財源です。さまざまな納付方法がありますので紹介します。

安心・簡単・確実な「口座振替」

一度手続きをすれば、納付のために金融機関などへ出向く必要もなく、翌年度以降も継続されます。

- 申し込み方法
預貯金通帳、預貯金の届け出印、

口座振替を希望する市税の納付書をお持ちになり、直接、市内の金融機関へお申し込みください。納税者本人以外の預貯金口座でも預貯金名義人の承諾があれば利用できます。

●振替ができなかったとき
預貯金の残高不足により口座振替ができなかったときは、納付書を送付しますので、金融機関などの窓口で納付してください。

- 領収書
領収書は1年分(1月から12月までの分)をまとめて、毎年1月中

便利な「コンビニ」での納付

コンビニエンスストアで、曜日や時間を気にすることなく納付できます。

※バーコードがない納付書や納付期限を過ぎた納付書は取り扱えません

「金融機関窓口」での納付

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、花巻農業協同組合、花巻信用金庫、東北労働金庫の本店および支

店、ゆうちょ銀行(郵便局)の窓口で納付できます。

「市役所・総合支所窓口」での納付

本庁収納課、各総合支所税務会計係の窓口で納付できます。

【問い合わせ】
▽本庁収納課(☎24-2111内線242・203)
▽各総合支所税務会計係
大迫(☎48-2111内線133)
石鳥谷(☎45-2111内線215)
東和(☎42-2111内線253)



熱中症は梅雨明けから8月上旬のお盆ごろまでが発生のピークといわれていますが、体が暑さに慣れていない6月も注意が必要です。

気温が高い環境下で体温の調整機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こる熱中症。子どもや高齢者、病気の人などは熱中症になりやすく、重症になると死に至る恐れもあります。

平成28年の市内における熱中症救急件数は、出動37件、搬送人員36人。うち65歳以上の高齢者は約半数を占めています。

次のことに注意し、熱中症を防ぎましょう。

■熱中症の予防法

- こまめな水分・塩分補給
- 通気性の良い衣服の着用、体の冷却
- 扇風機やエアコンを使用した温度調整、こまめな室温管理
- 日傘や帽子の着用、こまめな休憩

■熱中症になった人の対処法

- 涼しい場所へ避難させる
- 衣服を脱がせ、体を冷やす
- 水分・塩分を補給させる
- 症状が重い場合は、救急車を要請、または医療機関へ

■熱中症に関する情報発信

- 総務省消防庁熱中症情報
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html]
- 環境省熱中症情報
[http://www.env.go.jp/]

■問い合わせ
消防本部警防課(☎22-6124)

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請はお早めに

—申請期限は7月20日(木)—

- 対象 次の①②を全て満たす人
①平成28年1月1日時点で本市に住居している人
②平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されない人
※市町村民税(均等割)が課税されている人に扶養されている人や生活保護受給者を除く
- 支給金額 対象者1人につき15,000円
- 申請期限 7月20日(木)

- 受付窓口 本庁地域福祉課または各総合支所市民サービス課
- 必要書類 申請書、印鑑(認め印)、身分証明書(運転免許証や保険証など)、振り込み指定口座の通帳
※対象と思われる人には申請書を送付済み
- 問い合わせ 本庁地域福祉課臨時福祉給付金室(☎24-2111内線425・428)

